平成２３年（フ）第１６４２２号
東京都豊島区東池袋３丁目11―１―508
破産者　林　亜由美（旧姓佐藤）
1　決定年月日　平成24年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６５８４号
神奈川県横浜市港北区大曽根１丁目25―18
破産者　桃井　敦子
1　決定年月日　平成24年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６６０３号
東京都千代田区西神田２丁目３―15―202
破産者　関　　榮子
1　決定年月日　平成24年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６６５３号
東京都足立区中川１丁目21―15―201
破産者　比嘉　秀人
1　決定年月日　平成24年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６６７９号
埼玉県桶川市大字下日出谷926―５
破産者　長澤　孝尚
1　決定年月日　平成24年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６６９６号
東京都江戸川区東瑞江２丁目51―９　コスギハウスⅠ
破産者　小杉　　聡
1　決定年月日　平成24年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６７１５号
東京都豊島区長崎２丁目22―３―401、開始決定時の住所東京都豊島区池袋４丁目24―４―402
破産者　弓削　浩一
1　決定年月日　平成24年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６７４３号
東京都渋谷区神宮前２丁目28番９号
破産者　有限会社ハイパーデリック
1　決定年月日　平成24年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６８２８号
東京都中央区湊３丁目11―５―803
破産者　一戸　　勉
1　決定年月日　平成24年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６９６４号
神奈川県横浜市港北区綱島西２丁目11番２号　１Ｆ
破産者　有限会社産業情報センター社
1　決定年月日　平成24年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６９６５号
神奈川県横浜市港北区下田町６丁目20―３―206
破産者　松田かおる
1　決定年月日　平成24年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７０００号
東京都練馬区南大泉５丁目34―15―307、開始決定時の住所東京都練馬区大泉学園町５丁目17―28
破産者　上杉　　明
1　決定年月日　平成24年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７０２３号
東京都中央区銀座１―20―５―804、住民票上の住所千葉県印西市原山３丁目８―６―504
破産者　玉木克己こと　玉木　克巳
1　決定年月日　平成24年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７０２４号
東京都練馬区光が丘７丁目７―４―203
破産者　吉澤　正幸
1　決定年月日　平成24年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７１９２号
東京都港区芝浦４丁目９―18―313
破産者　津川　京子
1　決定年月日　平成24年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７２７９号
東京都品川区戸越２丁目９―６
破産者　溝呂木則夫
1　決定年月日　平成24年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７２９６号
東京都江東区新砂３丁目９―12　　コーポ江東10、開始決定時の住所東京都足立区竹の塚２丁目26―８―303
破産者　常盤　和義
1　決定年月日　平成24年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７４３７号
東京都練馬区豊玉北６丁目６―15―201
破産者　丸本　浩之
1　決定年月日　平成24年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７４７９号
神奈川県大和市深見3051―101
破産者　杉山　睦幸
1　決定年月日　平成24年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７６５０号
東京都品川区北品川１丁目30―12―801
破産者　鈴木　亜紀
1　決定年月日　平成24年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７７０８号
神奈川県横浜市戸塚区下倉田町1579―15　第３稲荷山ハイツ１－Ａ
破産者　宮本　弘江（旧姓中庄）
1　決定年月日　平成24年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７８７９号
埼玉県川口市大字峯634―７
破産者　四條　信雄
1　決定年月日　平成24年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部